

# 令和8年度 山形市住宅リフォーム総合支援事業 【県市補助】

## ☆補助額

### 1. 【一般世帯】

工事に要する経費（消費税**抜き**）の**20%（24万円限度：千円未満切捨て）**

### 2. 【移住世帯】【新婚世帯】【子育て世帯】

工事に要する経費（消費税**抜き**）の**33%（30万円限度：千円未満切捨て）**

### 3. 次の要件に該当する場合は補助の加算があります。

別表1「1-1」に該当する工事の場合は、上記限度額に20万円加算

別表1「1-3」に該当する工事で工事基準点が10点以上となる場合は、上記限度額に10万円加算

## ☆募集期間・受付会場（いずれも、午前9時から午後5時まで）

○第1回目：令和8年5月25日（月）から5月29日（金）・901会議室(9階)

○第2回目：令和8年7月13日（月）から7月17日（金）・901会議室(9階)

※募集期間に補助申請額が上記1と2それぞれの予算額を超えた場合は、いずれも公開で**抽選**を行い、補助予定者を決定いたします。先着順ではありません。ただし、「**移住世帯**」、「**空き家バンク登録空き家**」、「**豪雨被災住宅**」、「**やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた改修工事**」による申込みの方は、**抽選によらずに優先して補助予定者**といたします。

※郵送での申込みはできません。

## ☆申請できる方

○山形市民でリフォーム工事を行う住宅又は空き家バンク登録空き家を所有し、（二親等までの親族を含む）かつ、当該住宅に居住する方。（実績報告までに住民登録することが条件。その場合は実績報告時に転居後の住民票の写しの添付が必要）

○市税等を滞納していない方。

### ○「移住世帯」とは

令和3年4月1日以降に山形県外から山形市内に転入した又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島各県の各県に限る。）に居住しており、令和3年3月31日までの間に山形市内に住み替え、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を山形市へ提出した世帯員がいる世帯

### ○「空き家バンク登録空き家」とは

山形市空き家バンク実施要綱で定める空き家バンクに登録された空き家で、令和7年4月1日以降に売買により個人が取得し、かつ、自らが居住することとなるもの（取得後、既に居住している場合を含む。）

### ○「豪雨被災住宅」とは

令和2年7月豪雨により、り災証明書を交付された住宅

### ○「やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた改修工事」とは

山形県で実施する「やまがた省エネ健康住宅」認証制度により認証を受けた改修工事

○**新婚世帯**：補助事前申込み日において、婚姻の届出から5年以内である世帯

○**子育て世帯**：平成20年4月2日以後に出生した世帯員がいる世帯

## ☆対象となる住宅

○山形市内にある、ご自分がお住まいの戸建て・集合住宅の居住専用部分又は上記の空き家バンク登録空き家。

○過去にこの事業による補助を受けていない建物等（敷地内）であることが条件です。

ただし、「豪雨被災住宅」、「住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事」及び「やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた改修工事」は、過去にこの事業による補助を受けた建物等（敷地内）であっても2回目の利用が可能となります。

## ☆対象となる工事

家屋の修繕、補修、模様替え及び増築等の工事（家電の購入経費、別棟の車庫・物置並びに門・塀等の工事を除く。）で、次の全ての条件を満たすものです。

1. 建築基準法及び関連する法令に適合するもの。
2. 指定する補助要件工事（下記の4区分。詳細は「別表1」参照）を含むもので、工事基準点が10点以上かつ工事費用が50万円以上のもの。又は、指定する補助要件工事を含むもので、工事基準点が5点以上かつ工事費用が5万円以上50万円未満のもの。  
①やまぼっかりノベ ②バリアフリー化 ③克雪化 ④県産木材使用  
※増築部分で実施される別表1の「1-1」から「1-3」、「2-1」から「2-9」、「3-1」、「3-2」に掲げる工事は、要件工事に該当しません。
3. 施工業者が、山形県内に本社や本店があり山形市内に事業所や支店がある法人、又は個人事業主であるもの。
4. 同一工事で、山形市や国が実施する他の補助金等（「山形市在宅介護支援住宅改修補助事業」、「山形市木造住宅耐震改修補助事業」、「介護保険住宅改修費支給制度」、「みらいエコ住宅事業」、「先進的窓リノベ事業」等）を受けないもの。（対象工事が明確に分けられていれば併用可能。）
5. **補助金の交付決定後に工事請負契約を締結**し、工事完了後速やかに実績（完了）報告書を提出できること。実績（完了）報告書の最終期限は**令和9年1月29日**です。

**※最終期限までに実績（完了）報告書を提出できなかった際は、補助金が交付されないため、ご注意ください。**

## ☆必要な持ち物

- 山形市住宅リフォーム総合支援事業費補助事前申込書(受付会場に用意しております。)
  - 家屋の平面図の写し（全ての階の間取りが分かるもの）
  - リフォーム計画図と見積書の写し（作成業者の印があるもの）
  - 「移住世帯」による申込みの場合は住民票（世帯全員）の写し及び「移住世帯」で東日本大震災の被災地(岩手、宮城、福島)からの移住による申込みの場合は戸籍の附票の写し
  - 「空き家バンク登録空き家」による申込みの場合は、空き家バンクへの登録が分かる書類及び売買契約書の写し
  - 「豪雨被災住宅」による申込みの場合は、り災証明書の写し
  - 「やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた改修工事」による申込みの場合は県が交付する設計適合証
- ※ 提出いただいた書類は返却できません。控えが必要な方はあらかじめ控えをお取りください。

## ☆当選された後（補助金交付申請時）に必要な書類

1. 山形市住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付申請書 ※当選者に郵送します。
2. チェックシート ※当選者に郵送します。
3. 要件工事及び基準点算出表 ※当選者に郵送します。
4. 世帯全員（同居の親世帯、子世帯等）分の住民票の写し（市役所1階の市民課窓口で発行）
5. 家屋の資産証明書の写し（市役所2階の税務証明窓口 23番で発行）
6. 納税証明書の写し（令和7年度分）（市役所2階の税務証明窓口 23番で発行）
7. リフォーム工事計画図（全ての階の平面図、立面図、屋根伏図、配置図など）の写し
8. リフォーム工事費見積書の写し
9. やまぼっかりノベ工事（別表1の「1-2」、「1-3」）が要件工事になっている場合、断熱リフォーム工事チェックリスト ※当選者に郵送します。
10. 県産木材使用が要件工事になっている場合、木材の数量計算書 ※当選者に郵送します。
11. 新婚世帯によるリフォーム等工事を行う場合にあっては、戸籍全部事項証明書の写し
12. 工事前写真（家屋全体と施工箇所）

## ☆ご利用にあたっての注意事項

1. 工事は山形市から「**補助金交付決定通知書**」が届いた日以降に、施工業者と工事請負契約等を締結してから着手して下さい。（交付決定通知前の手付け金等は補助対象外になります。）  
**※ 着手済みの工事や工事開始後に追加となった工事は補助の対象になりません。**
2. 補助金の交付額は、リフォーム工事費見積書の金額と工事完了後の領収書の金額を比較し、低い方の金額で最終的な補助金額を決定します。
3. 併用住宅(店舗、事務所等)の場合は居住部分のみ、マンションの場合は居住専用部分のみが対象。
4. 行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは行政書士法違反となりますのでご注意ください。
5. 補助金の交付を受けた物件は、10年の間、良好な保守、保全に努めなければなりません。10年の間に補助事業により取得した財産を処分しようとする場合は、あらかじめ「財産処分承認申請書」を提出し、市長の承認を受けてください。

別表 1

要件工事及び基準点算出表 (チェックリスト)

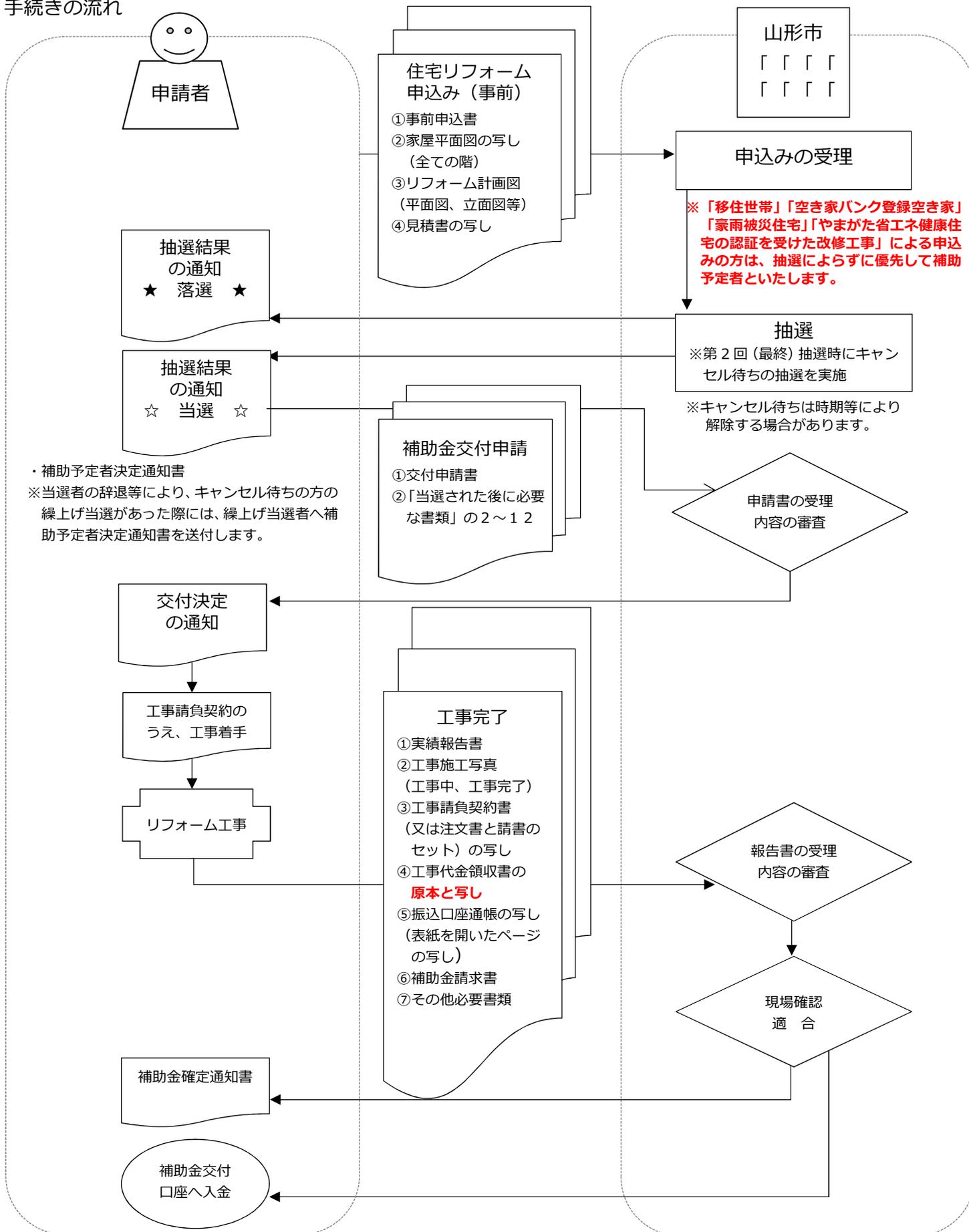
区分	番号	工事内容	基準点	数量 (単位)	工事点	
やまほかりノベ	1-1	全体改修工事 (やまがた省エネ健康住宅の認証を受けて改修するもの)	10 点/工事	工事	点	
	1-2	窓改修工事 (外部に面する住宅の開口部に別表第 2 (1)の基準を満たす建具を設置するもの)	5 点/箇所	箇所	点	
	1-3	部分改修工事 (住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表第 2 (2)の基準を満たす断熱材を使用するもの)	2 点/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	点	
バリアフリー化	2-1	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10 点/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	点	
	2-2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10 点/箇所	箇所	点	
	2-3	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
		(1) 浴室の床面積を増加させる工事	10 点/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	点	
		(2) 浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10 点/箇所	箇所	点	
		(3) 固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2 点/箇所	箇所	点	
	2-4	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
		(1) 便所の床面積を増加させる工事	10 点/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	点	
		(2) 便器を座便式のものに取り替える工事	10 点/箇所	箇所	点	
	2-5	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事				
		(1) 長さ 100 cm 以上の手すりを取り付けるもの	2 点/m	m	点	
	2-6	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事 (勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。) であって、次のいずれかに該当するもの				
		(1) 勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差を解消し、又は段差を小さくするもの	10 点/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	点	
		(2) (1)以外の部分の段差を解消するもの	5 点/m <sup>2</sup> 又は 2 点/箇所	m <sup>2</sup> 箇所	点	
	2-7	住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
(1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事		5 点/箇所	箇所	点		
(2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事		1 点/箇所	箇所	点		
(3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事						
		ア 戸に開閉のための動力装置を設置する工事 イ 戸を吊戸方式に変更するもの ウ ア及びイ以外のもの	10 点/箇所 5 点/箇所 2 点/箇所	箇所 箇所 箇所	点	
2-8	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1 点/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	点		
2-9	エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10 点/箇所	箇所	点		
克雪化	3-1	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
		(1) 雪下ろし作業用命綱 (安全帯) を固定するための金具を取り付ける工事	2.5 点/箇所	箇所	点	
		(2) 雪止めを設置し、又は取り替える工事				
		ア 累計 5m 未満 イ 累計 5m 以上	5 点 10 点		点	
	(3) 固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事	5 点/1 階分	階	点		
3-2	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの					
	(1) 屋根の勾配を大きくする工事	10 点/箇所	箇所	点		
	(2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10 点/箇所	箇所	点		
	(3) 屋根に雪割板を設置する工事	10 点/箇所	箇所	点		
3-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10 点/箇所	箇所	点		
県産木材使用	4-1	住宅に県産木材の認証合板又は県産木材 (「やまがた県産材集成材」を含む。)を使用した工事	2.5 点/0.1 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	点	
	部分は 1 m <sup>2</sup> 、1 m <sup>2</sup> 又は 0.1 m <sup>2</sup> 未満は切捨て			合計	点	

別表 2

寒さ対策・断熱化工事において定める建具及び断熱材の基準

区分	工事内容	基準
(1) 建具	外窓交換・内窓設置	熱貫流率 (W/m <sup>2</sup> ・K) 1.5 以下
(2) 断熱材	屋根	熱抵抗値 (m <sup>2</sup> ・K/W) 6.6 以上
	天井	熱抵抗値 (m <sup>2</sup> ・K/W) 5.7 以上
	外壁	熱抵抗値 (m <sup>2</sup> ・K/W) 3.3 以上
	床	熱抵抗値 (m <sup>2</sup> ・K/W) 3.3 以上
	土間床等の外周部分の基礎壁	熱抵抗値 (m <sup>2</sup> ・K/W) 3.5 以上

手続きの流れ



☆☆ お問合せ先 ☆☆

山形市まちづくり政策部 建築指導課 (市役所9階) 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

☎023-641-1212 内線476・478・479